

高知工業高等専門学校宿舍委員会規則

制 定 平成16年 4月22日

(設置)

第1条 本校の教職員に係る宿舍に入居する者の選考その他宿舍に関する重要事項について審議するため、高知工業高等専門学校宿舍委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 事務部長、総務課長
- (3) その他校長が特に指名する者

(任期)

第3条 前条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、第2条第1号の委員をもってあてる。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、関係の職員を委員会に出席させ意見を聞くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な細目は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この規則施行後最初に就任する第2条第3号の委員の任期は、第3条本文の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。